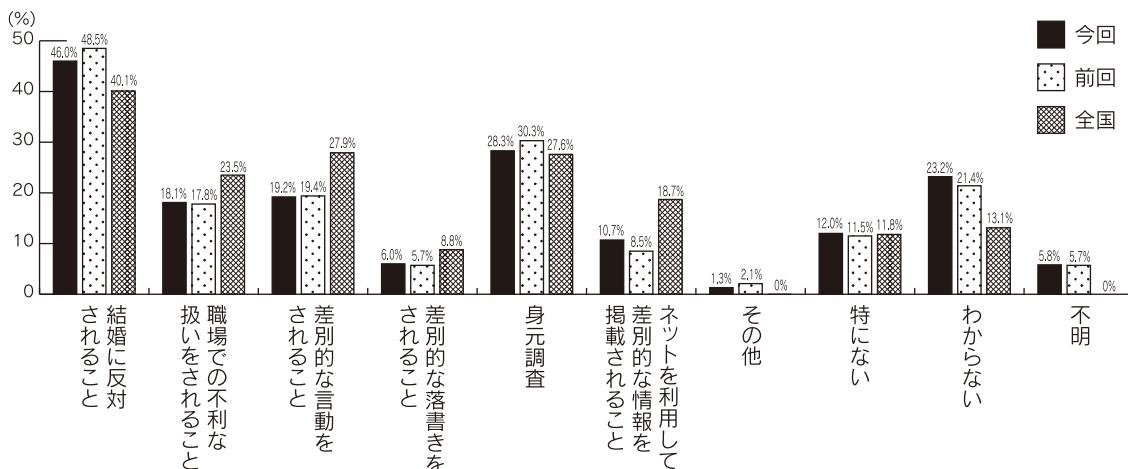


「人権に関する県民意識調査」の結果から

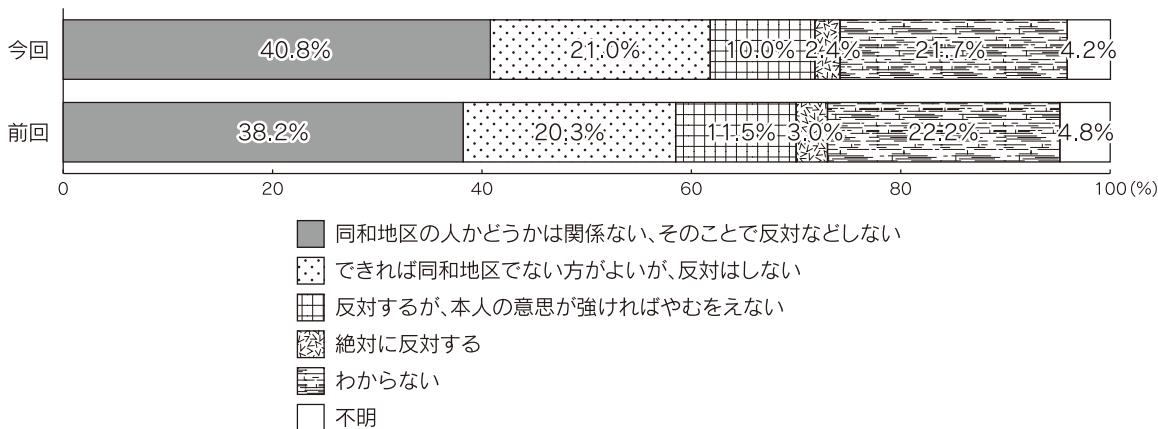
平成30年7月に、大分県の有権者の約0.5%にあたる5,000人の県民に調査票を郵送し1,996の方から回答をいただきました。

問 同和問題として起きていること



結婚に反対されること46.0%（前回48.5%）、身元調査をされること28.3%（30.3%）、差別的な言動をされること19.2%（19.4%）、就職・職場で不利な扱いをされること18.1%（17.8%）、インターネットを利用して差別的な情報を掲載されること10.7%（8.5%）、差別的な落書きをされること6.0%（5.7%）、その他1.3%（2.1%）、特にない12.0%（11.5%）、わからない23.2%（21.4%）、不明（無記入）5.8%（5.7%）となっています。前回とほとんど大きな変化はありません。

問 自分の子どもと同和地区の人との結婚



あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか（どうすると思いますか）、という質問について、同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない40.8%（前回38.2%）、できれば同和地区の人でない方がよいが、反対はしない21.0%（20.3%）、反対するが、本人の意思が強ければやむをえない10.0%（11.5%）、絶対に反対する2.4%（3.0%）、わからない21.7%（22.2%）、不明（無記入）4.2%（4.8%）となっています。前回と比べると、関係ない反対などしない、同和地区の人でない方がよいが、反対はしないが少し増えています。

注 「今回」…平成30年実施 県民意識調査

「前回」…平成25年実施 県民意識調査

「全国」…平成29年実施「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

(2) 結婚や就職に対する差別

結婚差別は、出自や出身地を理由に一生の伴侣と信赖していた人に裏切られることであるだけに、当事者が受ける傷は深いものです。そのために多くはそつとしておかれ、結婚差別事件として表面化することはほとんどなく、実際の件数を把握することは困難です。

しかしながら、結婚相手が地区出身者であることを調べるために、職務上、他人の戸籍謄本などを取得できる立場にある人に依頼するなど、制度を悪用して不正に戸籍謄本を入手するといった事例がいまだになくなっています。

就職差別についても同じような事例があります。1975（昭和50）年に発覚した「部落地名総鑑」事件です。これは、全国の同和地区・被差別部落の所在地を記載した冊子で、多くの企業が購入していました。掲載されていた情報は、企業での採否決定に利用するなど就職差別につながるものでした。

法務省では、これを人権侵犯事件として、調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入した企業に対して今後このような差別を行わないように啓発をしました。

「地名総鑑」が発覚して30年以上経過していますが、この問題は解決していません。例えば、1998（平成10）年には、1,400社の会員企業を持つ大手調査会社による差別身元調査事件が発覚し、また、近年はインターネット上で「地名総鑑」が流布されるなど人権の重大な侵害もおきています。

また、2011（平成23）年に東京都内のプライム総合法律事務所に関連した司法書士や元弁護士が戸籍謄本等の不正取得で愛知県警に逮捕されました。職務上の請求書を大量に偽造しての不正取得件数は1万件を超えていました。

◇結婚差別による損害賠償事件

裁判において、「差別をしたのでなはい」、「結婚しなかった。結婚が破綻したのは、部落差別とは関係のない理由だ」という相手方の趣旨の主張が却けられた事例です。

- ① 興信所に身元調査を依頼し、その結婚調査報告書によって被差別部落であることを知り、結婚を認めないとの態度をとった相手方両親及び両親の意向に屈服した相手方本人に対し、結婚差別のために自殺した者の両親が損害賠償を求めた事例につき、長野地裁上田支部は慰謝料20万円の支払いを命じた。

(1965.3.20判決)

- ② 見合いを通じて知り合った相手方と相手方母親が、本人が被差別部落出身者であることを知ったとたん結婚に強く反対し、妊娠中絶をさせた。その後も相手方は本人と関係を継続し、再び妊娠させたが、結婚の話を進展させないまま他の女と結婚してしまったという事例につき500万円の慰謝料の支払いを命じた。

(1975.1.28判決)

- ③ 会社の同僚として知り合った相手方は、交際中から被差別部落出身だと知っていたが、相手方両親らがそのことを知って結婚に猛烈に反対し始めると次第にそれを受け入れ、ついには婚約の解消を申し出て姿を隠したという事例について大阪地裁は相手方方に550万円の支払いを命じた。

(1983.3.28判決)

- ④ 結婚式の日時も決まるなどしていたところ、相手方の長兄、次兄、三男、長姉は本人が被差別部落出身であることを理由に結婚に反対し、それを受け相手方は結婚式に出席せず、婚姻届は提出したまま出奔してしまったという事例について岡山地裁笠岡支部は相手方本人に対し慰謝料700万円の支払いを命じた。

(1986.5.20判決)

- ⑤ 三度にわたる同棲生活を送り、その間に両人の子も生まれたが、婚姻届も出さず認知もないまま行方をくらませて内縁関係を破棄させた相手方と結婚と交際に反対し続けた相手方の母親に対し、大阪地裁岸和田支部は、410万円の支払いを命じた。

(1996.5.9判決)

(3) 公正採用への取組

・公正採用選考人権啓発推進員

「部落地名総鑑」事件を契機として、1977（昭和52）年に、当時の労働省の通達により、原則として一定の規模以上の事業所に「企業内同和問題研修推進員」を選任するよう勧奨が行われました。（その後、「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を変更しました。）

この通達には、差別のない正しい採用選考を行うために公共職業安定所が選定した事業所に推進員の設置を求め、推進員は、①差別のない公正な採用選考システムを含む人事管理体制の確立、②企業内の人権研修計画の策定と実施、③行政機関との連絡、の役割を担うことになっています。

・全国高等学校統一用紙

昭和40年代の新規学卒者が採用選考時に提出する応募書類は、企業独自の社用紙と呼ばれる企業の指定書類が使われてきました。この社用紙には、本人の能力に直接関係のない事項（家族の職業、学歴、家族構成、本籍、病歴等）の記述がみられ、公正な採用が保障されないばかりか身元調査につながる事態も懸念されていました。

そこで、1973（昭和48）年から新規高等学校卒業者の採用・選考時における応募用紙は、応募者の適正と能力に基づいて行われるよう文部省、労働省及び全国高等学校長協会の協議のもとに「全国高等学校統一用紙」が定められ、事業主や関係者の理解と協力を得ながら使用の徹底が図られてきました。

(4) 身元調査

信用調査会社や探偵社、個人、企業などが本籍地、家系、家族構成、居住環境などを調べ被差別部落の出身かどうか調査することは、結婚や就職における差別につながりかねません。

昭和40年代までは、住民票や戸籍を自由に閲覧できていましたが、2005（平成17）年戸籍法を改正し、戸籍の閲覧制度は廃止され、閲覧・取得者を限定するようになりました。しかし、戸籍法を悪用して行政書士等が戸籍謄本（抄本）を取得し、調査会社に売り渡していたことが発覚しました。

また、2007（平成19）年「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、探偵業者は調査の結果が違法な差別的取扱いなどに用いられることを知ったときは、探偵業務を行ってはならないことになりました。

「プライム事件」の発覚を経て、登録型本人通知制度が2013（平成25）年4月1日から県下全市町村で導入されました。

(5) 多様な形態や内容で起きる差別事象

匿名で被差別部落に対する憎悪や中傷をする差別落書き、投書などがあとをたちません。落書きはあまり人目につかないトイレなどに書かれた密室型のもの、公共施設の壁、ガードレールなど多数の目に触れるところに書かれる挑発型のものなど様々なものがあります。

また、部落出身者やその自宅周辺に悪質な差別ハガキなどを連續して送りつける事件も発生しています。

さらに、インターネットや携帯サイト等の匿名性や開放性を悪用して、被差別部落やその関係者に対する誹謗・中傷、プライバシーの侵害などが続発しています。

インターネットを使った差別表現は、匿名で情報を発信でき、不特定多数の人の目にとまり、一度ネット上に流布した情報は回収が不可能になるため、非常に深刻です。これらの行為は、部落差別問題への無理解、偏見を一層助長し、差別意識を拡大するものです。

4 部落差別問題の解決を阻むもの

(1) 寝た子を起こすな

同和行政や同和教育を続けていると、かえって部落差別の存在を意識させてしまい、同和問題の解決を妨げるのではないだろうか、という考え方です。この考え方には、古くからある意見で「寝た子を起こすな論」と呼ばれています。

- ・「寝た子を起こすな論」の問題点

- ①歴史的事実に反しています。

近世の賤民身分制度は、1871（明治4）年のいわゆる解放令によって終止符が打たれましたが、それによって直ちに差別が解消されたわけではありません。

明治政府は部落問題について施策や教育も行わず、まさに「寝た子を起こすな」式でこの問題は放置されてきましたが、部落差別問題が解決されるどころか差別の実態は厳しさを増したといわれています。

- ②知識や情報は学校教育や啓発によってのみ得られるものではありません。

何の知識も持たない人が、誤った知識を持つ人の話を聞いたり、インターネット上の差別的書き込みを読んでしまうとそれを信じてしまうかもしれません。そういう間違った認識を持つ人がいなくならない限り差別意識はなくならず、部落差別問題は解消されないのです。

- ③差別に対する抗議や部落解放の取り組みを否定することになります。

「寝た子を起こすな論」は、「差別に対する抗議や解放を求めて訴えるなどの行為は、部落差別問題を知らない人にまでその存在を知らせることになってしまうので、取り組むな」ということになります。さらに、部落の人が差別に対して抗議することや差別解放の取組を否定するばかりでなく、差別を受けても黙って耐え忍べという考え方につながりかねません。

◇同和対策審議会答申（抜粋）（昭和40年8月11日）

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主觀をこえた歴史的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にはかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。